

平成27年1月1日施行

非上場株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予及び免除の特例のあらまし

平成25年度税制改正により、租税特別措置法等の一部が改正され、非上場株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予及び免除の特例（以下「事業承継税制」（※）といいます。）の適用要件の緩和や手続の簡素化などが行われました。

これらの改正事項は、原則として、平成27年1月1日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する非上場株式等に係る相続税又は贈与税について適用されます。

※ この改正による改正後の事業承継税制を「新事業承継税制」と、改正前の事業承継税制を「旧事業承継税制」といいます。

● 特例の要件や申告手続

非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例 (P.1)

非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例 (P.3)

特例の対象となる非上場株式等の数・納税猶予税額の計算方法 (P.5)

● 事業承継税制の主な改正事項 (P.6)

旧事業承継税制の適用を受けた（又は受ける）方へ

新事業承継税制の選択適用について (P.7)

● 事業承継税制の概要

① 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例

後継者である相続人等が、相続等により、経済産業大臣の認定を受ける非上場会社の株式等を被相続人（先代経営者）から取得し、その会社を経営していく場合には、その後継者が納付すべき相続税のうち、その株式等（一定の部分に限ります。）に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予され、後継者の死亡等により、納税が猶予されている相続税の納付が免除されます。

② 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例

後継者である受贈者が、贈与により、経済産業大臣の認定を受ける非上場会社の株式等を贈与者（先代経営者）から全部又は一定以上取得し、その会社を経営していく場合には、その後継者が納付すべき贈与税のうち、その株式等（一定の部分に限ります。）に対応する贈与税の全額の納税が猶予され、先代経営者の死亡等により、納税が猶予されている贈与税の納付が免除されます。

（注）「非上場株式等」とは、中小企業者である非上場会社の株式又は出資（医療法人の出資は含まれません。）をいいます。

- このあらましには、平成25年3月30日に公布された「所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）」等による改正のうち、事業承継税制に関する主なものについて、その概要を記載しています。
- 改正の内容等についてお分かりにならない点がありましたら、税務署にお尋ねください。
- 国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】では、税に関する様々な情報を提供しておりますので、是非ご利用ください。
- ※ **税務署での面接による個別相談**（関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談等）を希望される方は、待ち時間なく相談に対応できるよう、[あらかじめ税務署へ電話により面接日時を予約（事前予約制）していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。](#)

平成26年1月



税務署 この社会あなたの税がいきている